

## 平成27年度 市民委員会資料④

### 【所管事務の調査（報告）】

（仮称）川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定に向けたパブリックコメントの実施結果について

資料 1

（仮称）川崎市客引き行為等の防止に関する条例骨子案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料 2

今後のスケジュール

資料 3

（仮称）川崎市客引き行為等の防止に関する条例について

資料 4

パブリックコメント用手続資料

市民・子ども局

（平成28年1月29日）

## (仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例骨子案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

### 1 概要

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為やスカウト行為により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

川崎市では、商店街等との連携により、安心して快適な地域社会の実現のため様々な働きかけを行ってきましたが、大きな改善は見受けられないことから、これらの客引き行為等を規制するため、(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定準備を進めており、当該条例の骨子案について市民その他の関係者の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、11通(意見総数26件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

条例の名称	(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例
意見の募集	平成27年11月7日(土)から 平成27年12月7日(月)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・各区役所市政資料コーナー</li> <li>・かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)</li> <li>・市民・こども局市民生活部地域安全推進課</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数(意見数)	11通(26件)
(内訳) 電子メール	4通(7件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)
ファクシミリ	7通(19件)

### 4 意見の内容と対応

提出された御意見は、主に客引き行為者等に対する指導・勧告・命令・過料・公表といった規制内容の明確化や警察等他機関との連携の充実化を求めるものであり、今後の参考となるものや条例の基本的な考え方に関する質問・要望であったほか、概ね条例骨子案に反映されてい

るものであったことから、骨子案に沿って条例を制定します。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、新たに条例に反映させるもの

B：御意見の趣旨が条例骨子案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：施策に関する要望であり、施策内容を説明するもの

E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 目的		2				2
(2) 定義				1		1
(3) 市の責務		1				1
(4) 重点区域の指定（変更を含む）		1				1
(5) 重点区域における客引き行為等の禁止		1		2		3
(6) 指導・勧告・命令・公表		8		2		10
(7) 罰則				6		6
(8) その他			2			2
合計		13	2	11		26

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 目的に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	客引き行為等の規制に賛成 (同様の意見 計2件)	客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境の確保を図るため、条例の制定をしていきます。	B

### (2) 定義に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	ティッシュ等の配布についても通行人への不快感を与えることがあるので、これらの行為も明確に規制対象に加えてほしい。	この条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境の確保を図るものであり、客引き行為については、平穏な通行等を妨げるような態様で、立ち塞がり、追従し、又は呼び掛ける等の方法により行われていることを要件としています。  御意見にあるティッシュ等の配布については、配布する限りにおいては、上記の要件に該当しないことから、規制対象とすることは困難と思われませんが、ティッシュ等の配布を装って、特定の者に対し、立ち塞がりや追従、呼びかけ等を行った場合は、規制対象行為となります。	D

### (3) 市の責務に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	悪質業者については、警察との情報共有を行ってはどうか。	客引き行為等の防止に当たっては、本条例の指導状況等の情報共有をはじめとして、警察との連携を図ってまいります。	B

(4) 重点区域の指定等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	客引き重点区域ではなく、客引禁止区域を設定してほしい。ある都市では2014年10月に客引禁止区域を設定し、大きな効果をあげている。	実態調査の結果、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を客引き行為等を規制するため重点的に取り組む区域(重点区域)として指定することを検討しており、指定された重点区域内では、客引き行為等を禁止します。	B

(5) 重点区域における客引き行為等の禁止に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	川崎駅東口周辺に限らず、市内全域で客引き行為等を禁止してほしい。 (同様の意見 計2件)	<p>現行の法令では、客引き行為等は、直ちに違法な商行為となるものではありませんが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととします。</p> <p>市内主要駅周辺の繁華街で客引き行為等の実態調査を行ったところ、川崎駅東口周辺において著しく客引き行為等が行われていたことや客引き行為等に関する苦情が当該区域に集中していたことから、当該区域を重点区域として指定し、客引き行為等を規制することを検討しています。</p>	D
6	客引きをさせる店舗についても公表、過料処分の対象とする必要がある。	客引き行為等をする事又はさせることを禁止する旨を規定し、違反者について公表、過料の対象とします。	B

(6) 指導・勧告・命令・公表に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	誰がどのように規制するのか明確にするべきである。 (同様の意見 計5件)	条例・規則において、指導者等市長の任命を受けた市職員が違反者に対し指導、勧誘、命令等を行います。	B
8	指導・勧告・命令・過料・公表までの段階を明確にするべきである。 (同様の意見 計3件)	指導・勧告・命令・過料・公表に関する手続について条例に明確に規定します。	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
9	現実的には、客引きやスカウトが市の指導や勧告に従うとは思えない。施行後初年度は、命令・公表を即時行う等毅然とした対応が必要ではないか。	この条例は、違反者に対し、勧告、命令を重ねていく等粘り強く対応することにより、条例の趣旨を理解していただき、協力を求めていくことを目的としています。 また、違反者に対する罰則等の適用に当たっては、規定に従い適切に執行していきます。	D
10	過料等の取り締まりについて、委託機関で実行してはどうか。	過料等の処分については、公権力の行使に該当することから、指導者等市長の任命を受けた市職員が違反者に対し指導、勧誘、命令等を行います。	D

(7) 罰則に関する意見

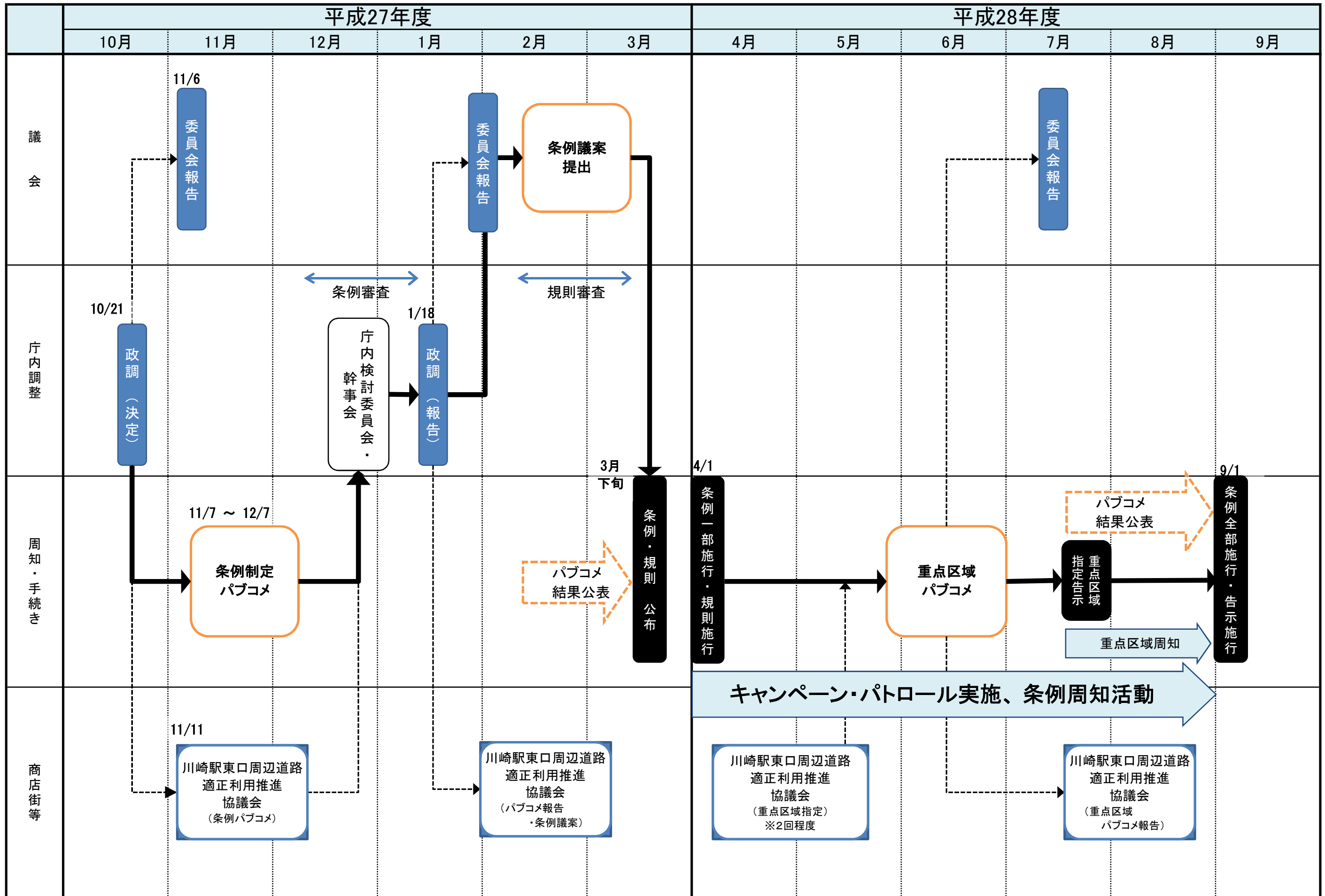
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
11	違反者に対しては、罰則を強化し、営業停止等厳しく取り締まる必要がある。	現行法令では、居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等は違法とされていませんが、川崎駅東口周辺等の繁華街では、行き過ぎた客引き行為等により、市民等が安心して快適に通行することができる環境が阻害されていることから、川崎市では、客引き行為等を規制することとしました。 しかしながら、この条例は、必要以上に居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等について積極的に干渉し、経済活動を規制することを目的とするものではなく、人通りの多い繁華街においては、経済活動の自由よりも市民等の安心して快適な通行等を優先するため、客引き行為等をする者はもとより、させる者に対しても条例の趣旨を理解してもらうことを目的としておりますので、営業停止等の処分を科すことは想定しておりません。	D

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
12	客引き行為等の防止に当たっては、警察の徹底した取締が必要ではないか。 (同様の意見 計4件)	この条例は、違反者に対し、勧告、命令を重ねていく等して粘り強く対応することにより、条例の趣旨を理解してもらい、協力を求めていくことを目的としています。 したがって、違反行為に対する刑罰規定を設けることは想定しておりませんが、警察との連携により市民等が安心して快適に通行することができる環境の確保を図ってまいります。	D
13	過料徴収に当たっては、その場で徴収できる仕組みを構築してほしい。	川崎市行政手続条例では、過料処分等の不利益処分をしようとする場合には、不利益処分を受ける人に対し、弁明の機会を与える等の手続について規定しており、この条例においても同様の対応を行うこととします。	D

(8) その他

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
14	他都市では、着ぐるみを使うなどして客引き行為等の反対キャンペーンを行っている。川崎市でも同様のキャンペーンを行うなどして周知を図ってはいかがでしょうか。 (同様の意見 計2件)	いただいた御意見も参考として、条例の効果的な周知を図ってまいります。	C

# 今後のスケジュール





平成28年1月29日  
川崎市 市民・子ども局  
地域安全推進課

## (仮称) 川崎市客引き行為等の防止に関する条例について

### 1 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」という。）により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

### 2 現行法令による規制

客引き行為等の一部については、上記のとおり風営法又は県条例等現行法令により規制されており、風俗営業による客引き行為、深夜における客引き行為及びしつような方法<sup>\*</sup>による客引き行為等が規制の対象となっていますが、居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、規制の対象とはなりません。そこで、川崎市では、商店街等との連携により、川崎駅東口周辺で客引き行為等を行っている者に対し、市民等の迷惑となるような客引き行為等の自粛を求めましたが、改善には至らず、新たな規制を設けることとしました。

※ しつような方法…人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法（県条例第9条第1項第7号参照）

市条例で規制する主な客引き行為

業種		風営法	県条例	市条例案
1	風俗・性風俗 (例) キャバクラ、ファッションヘルス	規制あり	規制あり	規制あり
2	深夜において専ら人の体に接触して行う役務等 (例) 深夜営業のマッサージ、アカスリ、リラクゼーション	規制なし	規制あり	規制あり
3	1・2以外の業種 (例) 居酒屋、カラオケ	しつような方法によるもの 規制なし	規制あり	規制あり
4		しつような方法によらないもの 規制なし	規制なし	規制あり

### 3 市条例による規制

#### (1) 条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ることで、安心して快適な地域社会の実現を目指します。

#### (2) 規制の内容

##### ア 規制する区域

###### (ア) 市内全域における公共の場所

現行の法令では、客引き行為等は、直ちに違法な商行為となるものではありませんが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととします。

###### (イ) 重点区域の指定

川崎駅東口周辺をはじめとする市内主要駅周辺の繁華街において、客引き行為等について実態調査を行ったところ、川崎駅東口周辺が特に多かったため、当該区域を、客引き行為等の適正化を図

るため重点的に取り組む区域（以下「重点区域」という。）として指定することを検討しています。また、重点区域で行われる客引き行為等について、勧告、命令、過料、公表の対象とします。なお、重点区域の指定に当たっては、指定しようとする区域の住民等の意見聴取を行い、告示により指定することとします。

#### イ 規制対象となる行為（構成要件）

##### (ア) 共通事項

- a 公共の場所において行われていること。
- b 通行人等不特定の者の中から相手方を特定していること。
- c 平穏な通行（利用）を妨げるような態様で、立ち塞がり、同行し、追従し、又は呼び掛ける等の方法により行われていること。

##### (イ) 個別事項

- a 客引き行為  
客となるよう言語又は動作によって誘い込むこと。  
(例：店員等が、店の外の路上へ出て、相手方を特定し、店に来るよう声を掛ける行為)
- b 客待ち行為  
客引き行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為  
(例：店員等が、店の外の路上で、客引き行為をするため、客を待つ行為)
- c 勧誘行為  
特定の役務に従事するよう勧誘する行為  
(例：スカウトマンが、駅前広場で、特定の者をキャバクラ等で働くよう勧誘する行為)
- d 勧誘待ち行為  
公共の場所において勧誘行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為  
(例：スカウトマンが、駅前広場で、勧誘行為をするため相手方を待つ行為)

#### ウ 条例の実効性を確保する手段

重点区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとします。

なお、行為者と店側との従属・雇用関係のない、いわゆるフリーの客引き行為等についても禁止するため、客引き行為等を「行う者」と「行わせた者」を規制対象とします。

何人も市内の公共の場所（道路、公園、駅その他の公共の場所をいう。）のうち重点区域において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

#### (3) 他機関等との連携

客引き行為等を規制し、安心して快適な地域社会を実現するため、市は、商店街や県警等との協力・連携により条例の円滑な運用を図っていくこととします。

#### (4) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、一定の周知期間を要するため同年9月1日から施行します。

### 4 今後のスケジュール

パブリックコメント	平成27年11月 7日（土）～12月 7日（月）
条例議案提出・パブリックコメント結果公表	平成28年 2月
条例施行（一部）	平成28年 4月 1日
条例施行（全部）	平成28年 9月 1日

## パブリックコメント手続用資料

**(仮称) 川崎市客引き行為等の防止に関する条例骨子案  
について御意見をお寄せください**

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為やスカウト行為により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穩な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

川崎市では、商店街等との連携により、安心して快適な地域社会の実現のため様々な働きかけを行ってまいりましたが、大きな改善は見受けられないことから、これらの客引き行為等を規制するため、(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定準備を進めています。

ついては、(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例制定に当たり、条例の骨子案について市民その他関係者の皆様の御意見をお寄せください。

**1 意見募集の期間**

平成27(2015)年11月7日(土)～12月7日(月)

※ 郵送の場合は、平成27年12月7日(月)付けの消印まで有効です。

**2 意見の提出方法**

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)  
川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント手続)」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。
- (2) 郵送  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課
- (3) 持参  
川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課事務室  
(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階)  
※ 持参の場合は、開庁時間(平日8時30分～12時、13時～17時15分)にお越しください。
- (4) ファクシミリ  
FAX 番号 044-200-3869

**《注意事項》**

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

**3 その他**

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

**4 問い合わせ先**

市民・こども局市民生活部地域安全推進課

電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

## 1 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）又は神奈川県迷惑行為防止条例（以下「県条例」という。）等現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」という。）により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心して快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

## 2 現行法令による規制

客引き行為等の一部については、主に風営法又は県条例により規制されていますが、現行法令では、風俗営業による客引き行為、深夜における客引き行為及びしつような方法<sup>※</sup>による客引き行為等が規制の対象となっていますが、上記のとおり居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、現行法令で規制の対象とはなりません。そこで、川崎市では、商店街等との連携により、川崎駅東口周辺で客引き行為等を行っている者に対し、市民等の迷惑となるような客引き行為等の自粛を求めましたが、改善には至らず、新たな規制を設けることとしました。

※ しつような方法…人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法（県条例第9条第1項第7号参照）

市条例で規制する主な客引き行為

業種		風営法	県条例	市条例案
1	風俗・性風俗 (例) キャバクラ、ファッションヘルス	規制あり	規制あり	規制あり
2	深夜において専ら人の体に接触して行う役務等 (例) 深夜営業のマッサージ、アカスリ、リラクゼーション	規制なし	規制あり	規制あり
3	1・2以外の業種 しつような方法によるもの	規制なし	規制あり	規制あり
4	(例) 居酒屋、カラオケ しつような方法によらないもの	規制なし	規制なし	規制あり

## 3 市条例による規制

### (1) 条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ることで、安心して快適な地域社会の実現を目指します。

### (2) 規制の内容

#### ア 規制する区域

##### (ア) 市内全域における公共の場所

現行の法令では、客引き行為等は、直ちに違法な商行為となるものではありませんが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととします。

## (イ) 重点区域の指定

川崎駅東口周辺をはじめとする市内主要駅周辺の繁華街において、客引き行為等について実態調査を行ったところ、川崎駅東口周辺が特に多かったため、当該区域を、客引き行為等の適正化を図るため重点的に取り組む区域（以下「重点区域」という。）として指定することを検討しています。また、重点区域で行われる客引き行為等について、勧告、命令、過料、公表の対象とします。

なお、重点区域の指定に当たっては、指定しようとする区域の住民等の意見聴取を行い、告示により指定することとします。

## イ 規制対象となる行為（構成要件）

### (ア) 共通事項

- a 公共の場所において行われていること。
- b 通行人等不特定の者の中から相手方を特定していること。
- c 平穏な通行（利用）を妨げるような態様で、立ち塞がり、同行し、追従し、又は呼び掛ける等の方法により行われていること。

### (イ) 個別事項

- a 客引き行為 客となるよう言語又は動作によって誘い込むこと。  
（例：店員等が、店の外の路上へ出て、相手方を特定し、店に来るよう声を掛ける行為）
- b 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為  
（例：店員等が、店の外の路上で、客引き行為をするため、客を待つ行為）
- c 勧誘行為 特定の役務に従事するよう勧誘する行為  
（例：スカウトマンが、駅前広場で、特定の者をキャバクラ等で働くよう勧誘する行為）
- d 勧誘待ち行為 公共の場所において勧誘行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為  
（例：スカウトマンが、駅前広場で、勧誘行為をするため相手方を待つ行為）

## ウ 条例の実効性を確保する手段

重点区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料を科すこととし、氏名等を公表することができることとします。

何人も市内の公共の場所（道路、公園、駅その他の公共の場所をいう。）のうち重点区域において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

## (3) 他機関等との連携

客引き行為等を規制し、安心して快適な地域社会を実現するため、市は、商店街や県警等との協力・連携により条例の円滑な運用を図っていくこととします。

## (4) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、一定の周知期間を要するため同年9月1日以降から施行します。

## 4 今後のスケジュール

パブリックコメント	平成27年11月 7日（土）～12月 7日（月）
条例議案提出・パブリックコメント結果公表	平成28年 2月
条例施行（一部）	平成28年 4月 1日
条例施行（全部）	平成28年 9月 1日

## 意見書

<b>題名</b>	(仮称) 川崎市客引き行為等の防止に関する条例骨子案について		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地) *区名まで			
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

### 政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

<b>部署名</b>	川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課		
<b>電話番号</b>	044-200-3839	<b>FAX番号</b>	044-200-3869
<b>住所</b>	郵便の場合：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 持参の場合：川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階		